

## 高額障害福祉サービス等給付費 償還事例

★例1：同一人物の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合  
(基準額=37,200円)

【障害福祉サービス】利用者負担額：20,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

【介護保険サービス】本人の負担額：30,000円

→訪問介護・訪問入浴・訪問リハ・訪問看護・福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】20,000円+30,000円=50,000円

【償還される金額】50,000円-37,200円=※12,800円

※介護保険にて利用者本人が償還を受けている場合は償還額を除いた額となる。

★例2：世帯内に障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している人が複数いる場合  
(基準額=37,200円)

≪夫≫【障害福祉サービス】利用者負担額：30,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

≪妻≫【障害福祉サービス】利用者負担額：20,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

【介護保険サービス】利用者負担額：30,000円

→訪問介護・訪問入浴・訪問リハ・訪問看護・福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】30,000円+20,000円+30,000円

=80,000円

【償還される金額】80,000円-37,200円=42,800円

★例3：同一の障害児が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合  
(基準額=4,600円) (補装具費の支給なし)

【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→児童発達支援、放課後等デイなど

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円=7,600円

【償還される金額】7,600円-4,600円=3,000円

(内訳) 高額障害福祉サービス等給付費 1,816円

高額障害児通所給付費 1,184円

★例4：同一の障害児が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合  
(基準額=37,200円※) (補装具費の支給あり)

※補装具費の支給がある月は補装具費の上限額が適用されます。

【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→児童発達支援、放課後等デイなど

【補装具費の支給】利用者負担額：37,200円

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円+37,200円=44,800円

【償還される金額】44,800円-37,200円=7,600円

(内訳) 高額障害福祉サービス等給付費 7,091円

高額障害児通所給付費 509円

★例5：障害児の兄弟が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合  
(基準額=4,600円※)

≪兄≫【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：2,300円

→児童発達支援、放課後等デイなど

≪弟≫【児童福祉法のサービス】利用者負担額：2,300円

→児童発達支援、放課後等デイなど

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+2,300円+2,300円=9,200円

【償還される金額】9,200円-4,600円=4,600円

(内訳) 高額障害福祉サービス等給付費 2,300円

高額障害児通所給付費 2,300円